

滋賀県理学療法士会学術誌「湖都」応募原稿査読要領

2011.5.16

1. 査読の目的

滋賀県理学療法士会（以下士会）は、滋賀県理学療法士会学術誌「湖都」に申し込みのあった研究発表の発表要旨に対して、研究の公正を保つために査読を行う事ができる。

2. 査読対象

投稿原稿の内、研究と報告、文献抄録については査読をおこなう。

その他についても学術誌部において査読及び掲載の可否を判断する。

3. 査読者

(1) 士会は査読委員の中から当該学術論文にふさわしい査読者を 1 名選定し、学術誌部を通じて依頼する。

(2) 査読の公平を期するため、特殊な場合を除き著者と同じ施設等に属する査読者は避けることとし、また広い視野から人選する。

(3) 査読者は査読に関する事項を他に漏らしてはならない。

4. 査読の方法

(1) 応募規定および執筆要領等と照合できる事項は査読に先立って処理する。

(2) 査読者名は著者に秘す。

(3) 査読者は評価（採用・条件付採用・不採用）にかかわらず、査読書に査読の意見を必要な範囲で、簡潔、具体的、客観的に明記する。

(4) 査読判定が、「条件付採用」と判定された論文については、査読結果を著者に伝え修正原稿が再提出された場合、担当者が修正原稿を確認し、判定を行う。

(5) 学術論文の査読期間は滋賀県理学療法士会が指定した日までとする。

5. 学術誌への採否の判定方法

投稿論文の採否の判定は3項の査読者の評価基準に基づき、3項に示す査読者の評価をもとに決定する。

(1) 査読者の評価の基準

学術論文等の内容・表現はすべて著者が責任を負う。査読者は客観的に評価を行う。

(2) 査読者は1名で、学術誌部長が滋賀県理学療法士協会査読者リストに基づき依頼する。

6. 査読にあたっては、別紙「査読指標」、→「査読既定評の記載についてお願い」をもと

に、目的・方法・結論が倫理的に一貫しているかを基本に、掲載の可否についての判断

(理由)を求める。追加調査や大幅な手直しが必要と判断される場合は、後日の再投稿をすすめ、不採用とする。

7. 「査読結果」は著者に送付し、著者による改訂の所用期間は14日とする。

8. 2回目以降の査読は、学術誌部部員で行う。

査読指標：判定項目とチェックポイント

1. 判定項目

- 1) 内容は「湖都」の範疇に入るか。
- 2) 研究目的が明確で、新規制があるか。
- 3) 研究方法（対象と方法）は適切か。
- 4) 倫理的問題はないか。
- 5) 飛躍した考察あるいは結論となっていないか。
- 6) その他

2. チェックポイント

「表題」「要旨」「キーワード」

- 1) 論文の標題は内容を適切に伝えているか。
- 2) 抄録（要旨）の構成および内容は適切か。
- 3) キーワードは内容を適切に表しているか。

「序論・初めに・緒言」

- 4) 文献検討は十分になされているか。
- 5) 研究の背景と必要性（臨床的意義は）は明確か。
- 6) 研究の目的は明確か。

「方法」

- 7) 対象者の選択基準（取り込み基準と除外基準）は適切か。
- 8) 介入（治療）研究の場合、その内容が十分に記載されているか。
- 9) 計測・評価方法は目的に適っているか。
- 10) 計測・評価方法は、他者が再現できるよう記載されているか。
- 11) 研究方法に倫理的問題（説明と同意を含む）はないか。
- 12) 用いた統計的解析手法が記載されているか。

「結果」

- 13) 必要な結果（データ）がすべて記載されているか。
- 14) 図表および図表の説明は適切か。

「考察」「結論 Conclusions」

- 15) 研究目的との一貫性で考察されているか。
- 16) 結果と文献に基づいた考察や結論か（倫理の飛躍がないか）。
- 17) 研究の限界や今後の方向性が示されているか。

その他

- 18) 引用文献の記載方法は規定に従っているか。
- 19) 要旨の字数、本文の字数および図表枚数は規定に従っているか。
- 20) 用語は適切に用いられているか。
- 21) 上記以外の事項